

令和3年1月13日

保護者 様

羽生市立羽生南小学校
校長 遠井 久夫

首都圏緊急事態宣言に伴う今後の対応について（お願い・お知らせ）

厳冬の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度の首都圏における緊急事態宣言を受け羽生市教育委員会から下記の内容の指示がありました。

そこで、本校では、子供たちの感染防止を最優先に考え健康面の安全を確保する教育活動を行うために、下記の内容にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登下校時のお願い

- (1) 朝の検温を実施し、健康観察カードに記入して持参する。
- (2) **発熱（37℃以上）や体調不良、風邪等の症状**がある場合には、登校を控える。
※ 欠席しても欠席扱いにはなりません。
- (3) 交通ルールを守って安全に登下校をする。
- (4) マスクは必ず着ける。（※ 予備をランドセルに常備してください。自作の物でも結構です。）
- (5) 月曜日の通学班登校では、班ごとに列の間隔をとり1列で登校する。
- (6) 下校後や外出の際には、可能な限り速やかに帰宅する。

2 家庭での生活について

- (1) うがい・手洗い・消毒の励行。
- (2) 外出時のマスクの必着。
- (3) 休日・祝祭日や下校後の不要不急の外出を控えること。**※ 令和3年2月7日（日）まで**
- (4) 栄養・休養を十分にとり、抵抗力を高め、自宅でできる適度な運動を心がける。
- (5) 3密（密閉・密着・密集）の状況を避ける。生活場所の換気を行う。
- (6) 自宅等での友達などとの会食は自粛する。

3 教育活動についての変更点 ※ 令和3年2月7日まで

緊急事態宣言を受けて、以下の教育活動について変更します。

- (1) 音楽の授業や集会等における合唱及びリコーダー等の管楽器演奏は行わない。
- (2) 体育における児童が密集する活動や近距離で組み合ったりする活動は行わない。
- (3) 理科における児童同士が近距離で活動する実験や実習は行わない。
- (4) 図工等における児童同士が近距離で共同制作等の表現や鑑賞は行わない。
- (5) 各教科等で行う話し合い活動については、児童同士の距離を保ち短時間で行う。
- (6) 給食時の喫食中の会話を禁止（マスク離脱時のみ）
※ 上記以外の教育活動については、2学期のコロナ禍における教育活動に準じます。

4 その他

今後、国や県（地域の実情）の状況によっては、内容が変更になる場合もあります。